

旧茨城県立白浜少年自然の家施設及び土地売却に係る公募に関する質問・回答

		質 問	回 答
1	【公募要領】 3 応募資格	<p>・提案提出者(開発主体となる事業者)と当該施設及び土地購入名義人が別の場合はプロポーザル提出者に要求される資格要件に係る証明書は提案提出者のみでよいか。</p>	<p>・提案提出者と当該施設及び土地購入名義人が異なる応募はできません。 複数の団体でグループを構成し、応募（以下「グループ応募」という。）してください。 グループ応募の場合は複数の団体の中から、代表団体を定めてください。 この場合、代表団体は、グループにおける責任割合が最大であることが条件となります。 なお、単独で応募した団体が他のグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員が他のグループ応募の構成員になることはできません。 グループ応募の場合、プロポーザル提出書、企画提案書のほか、グループ内における各団体の役割、責任分担に関する事項（任意様式）を添付してください。また、プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る証明書、誓約書は構成員ごとに書類を添付してください。</p>
2	【物件調書】	<p>・今回の売却予定地の区画地図図面を開示してほしい。</p>	<p>・対象物件の地形図写は別添「01 地形図写」のとおりです。</p>
3	【物件調書】	<p>・売却予定地の公道隣接状況がわかる資料、図面を提供してほしい。</p>	<p>・別添の「01 地形図写」を参照してください。</p>

旧茨城県立白浜少年自然の家施設及び土地売却に係る公募に関する質問・回答

		質 問	回 答
4	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年3月までの維持管理項目と各金額を提示してほしい。(維持管理費、管理費内訳など) なお、民間譲渡後にも継続して発生する費用を教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別添の「02 指定管理者による公の施設の管理運営状況」を参照してください(令和4年度分、令和3年度分あり)</li> <li>・県での施設維持管理は譲渡時に全て終了するため、譲渡後にも継続して発生する費用はありません。</li> </ul>
5	【公募要領】 2(4) 残置されている 備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引渡し時に対象物件に残置される予定の備品リストを開示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月1日現在、対象物件に残置する県所有の備品※については別添「03 備品一覧」のとおりです。</li> </ul> <p>※備品とは、その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐える物で、その取得価額が10万円以上のもの</p>